■各階共通事項
◎建築
・EVシャフト部分とEPS、PS、盤室は令126の2第1項3号により排煙設備なしとする。
・PS、MBは全て水平区画（防火区画）とする。
・専用部はSLが仕上げ面となり、共用部のみFLが仕上げ面とする。
・階段・敷地内の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げとする。

■特記事項
・設計GL＝KBM±0、平均地盤面＝GL+640
+100：計画レベル示す（GL+100）　(+100)：現状レベル示す（GL+100）
■消防法無窓階判定
・全階無窓階とする。
■建築物バリアフリー条例
・視覚障碍者対応として点字案内板を設け、案内板に至る経路に点状ブロックを設置する。
■6～8F：令121条第1項3号に該当する用途に使用しない。
■エントランス（ピロティ）（1F）は屋内的用途に使用しない。

■排煙検討	
	排煙区画 平12建告1436号第4号ヘ(１)
	自然排煙 令126条の2

凡例

	ALC　t=125
	アスロック　t=60
	延焼の恐れのある部分
	竪穴区画、屋外階段からの2m
	排煙区画
防	防火設備　※H12建告第1360号 法第2条第九号の二口(常時閉鎖式)
防2	防火設備　※H12建告第1360号 令112条19項二号(常時閉鎖式、遮煙性能)
特	特定防火設備　※H12建告第1369号 令112条19項一号(常時閉鎖式)
特2	特定防火設備　※H12建告第1369号 令112条19項二号(常時閉鎖式、遮煙性能)
網	防火設備　※H12建告第1360号 法第2条第九号の二口（網入ガラスt6.8）
耐	防火設備　※H12建告第1360号 法第2条第九号の二口（耐熱強化ガラスt5）
破	自火報連動又は破壊小窓付き戸とし、避難に影響のない構造とする。 避難に使用する出口の施錠装置を令125条の2に適合する錠とする。
代	代替進入口(有効750×1200又はΦ1000円が内接)(レバーハンドル錠外付) 法第３５条 外部から開放可能な外開き戸とする。
	避難ハッチ 600×520（消防認定品）
梯	避難はしご（消防認定品）
消	消火器 （歩行距離20m以内に設置）
消	大型消火器(歩行距離20m以内に設置)

■屋外避難階段（1F～GL+1750）

・有効幅：850mm(≧750mm)
・蹴上：213mm(≦220mm)
・踏面：220mm(≧210mm)
・補助手摺：H850mm（段鼻から手摺天端）

■屋外避難階段（GL+1750~8F）

・有効幅：780mm(≧750mm)
・蹴上：206mm(≦220mm)
・踏面：220mm(≧210mm)
・補助手摺：H850mm（段鼻から手摺天端）

■収容人員算定

・1F:66.26㎡（厨房想定範囲を除く部分）/3＝22+10（従業員数）＝32人
・2F:53.89㎡（厨房想定範囲を除く部分）/3＝18+10（従業員数）＝28人
・3F~8F:66.75㎡（厨房想定範囲を除く部分）/3＝22+10（従業員数）＝32人
・合計：252人

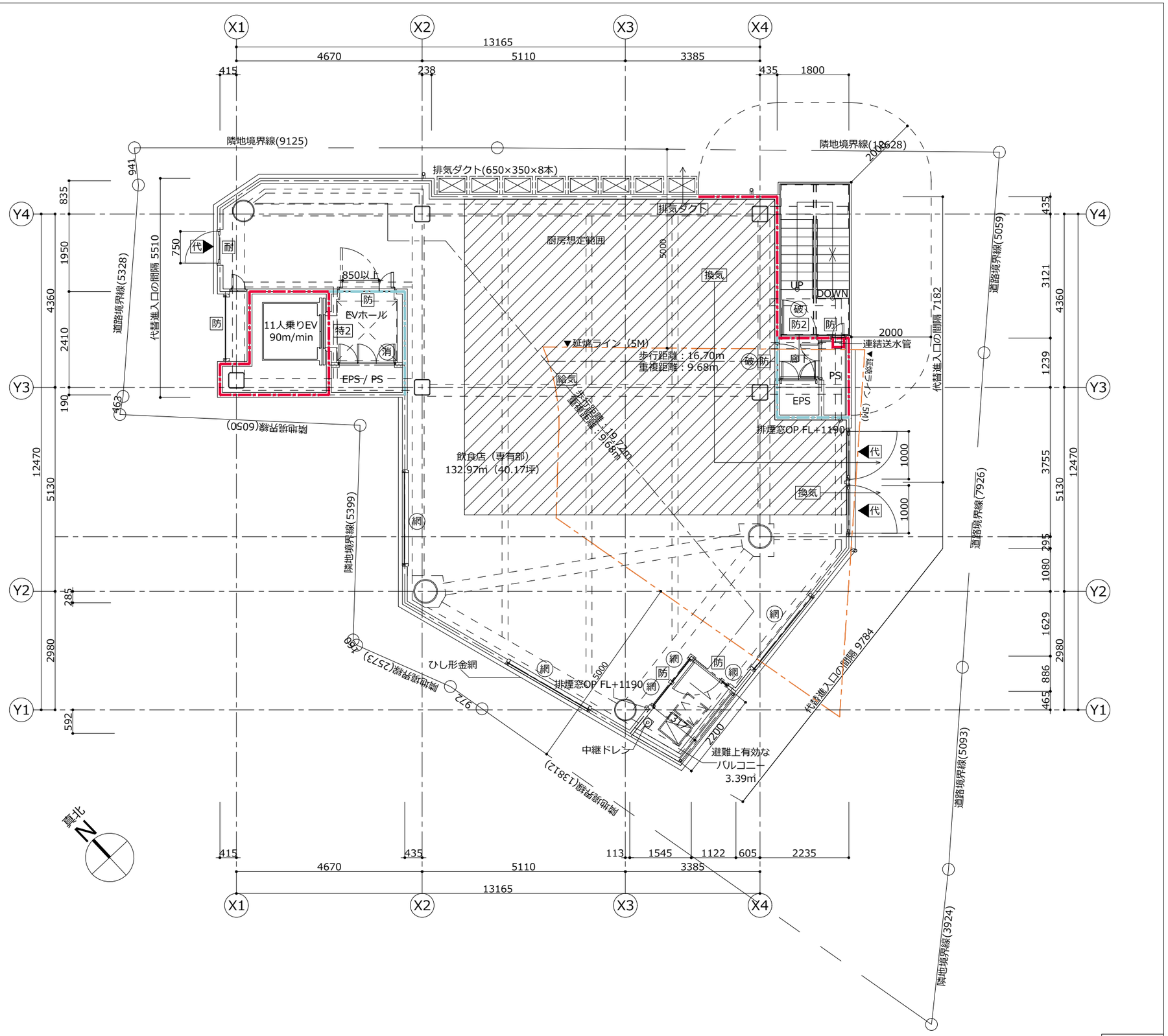

8階平面図

E.A.S.T. architects
architecture & urban design
一級建築士事務所　株式会社E. A. S. T. 建築都市計画事務所
一級建築士 第206102号 東 泰規

project title	drawing title	scale	date	sheet number
（仮称）千駄ヶ谷５丁目PJ　新築工事	8階平面図	A3/1:100	25.03.07	A-10-10